

瀬戸内海を豊かな海とするための課題解決を求める要望書

平成27年9月に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（以下、同法）が成立し、瀬戸内海を豊かな海とするための施策が展開されていますが、瀬戸内海を生業とする漁業者にとっては一刻の猶予もない状況にあります。

我々漁業関係者としても、湾・灘ごとの実状に応じて、瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進しておりますが、幾つかの課題があり不十分な状況にあります。

つきましては、平成27年12月8日開催の瀬戸内海再生議員連盟総会にて要望いたしました「瀬戸内海を豊かな海とするための要望書」の内容に基づき、早急に課題解決が必要な事項について、下のとおり要望いたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 沿岸域の良好な環境の保全・再生及び創出のためのロードマップの策定と確実な実行

生物の多様性及び生産性を確保するため、藻場、干潟その他の良好な沿岸域は欠かせない存在であります。これまで都市部の沿岸域を中心とした埋め立てにより、沿岸域は数多く失われてきました。

平成27年2月、環境省において瀬戸内海環境保全基本計画が新たに策定され、「瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出」等の取組みが国の関係省庁（環境省、水産庁、国土交通省等）及び地方自治体で実施されていることと存じます。

しかし、このためのロードマップの策定と確実な実行が漁業関係者としては不明瞭な状況であり、明確にして頂きますようお願いいたします。

(2) 栄養塩と赤潮発生メカニズムの因果関係ならびに栄養塩と漁獲量の関係性の解明

同法附則において、「政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされており、現在、国及び地方自治体を挙げて、調査及び研究に努めて頂いていることと存じます。

漁業関係者としては海域の栄養塩と生物生産性との関係性の実感はございますが、国としては科学的知見が不足しているという状況です。

については、同法附則の「調査及び研究の成果」と「瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方についての検討」等について、施行後五年を遅れることがないよう、漁業関係者に明示して頂きますようよろしくお願いいたします。

(3) ~ (7)

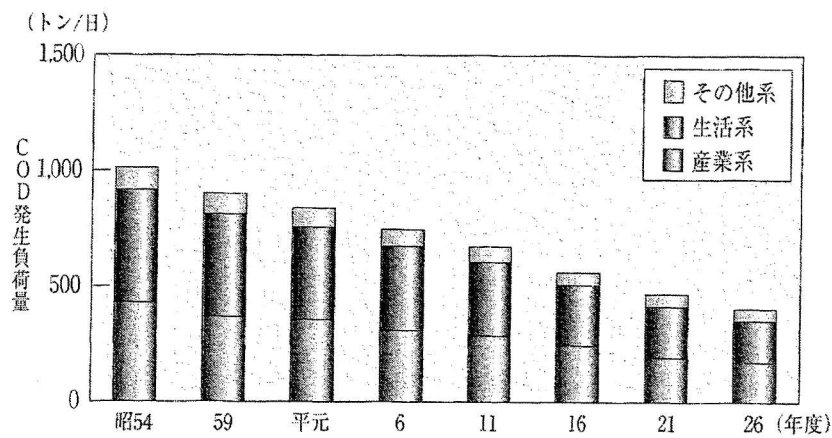
いずれの項目についても、早急に成果が表れるよう取り組んで頂きたいといたします。

<追加>

(8) 瀬戸内海海域のCOD（化学的酸素要求量）環境基準に関する検討

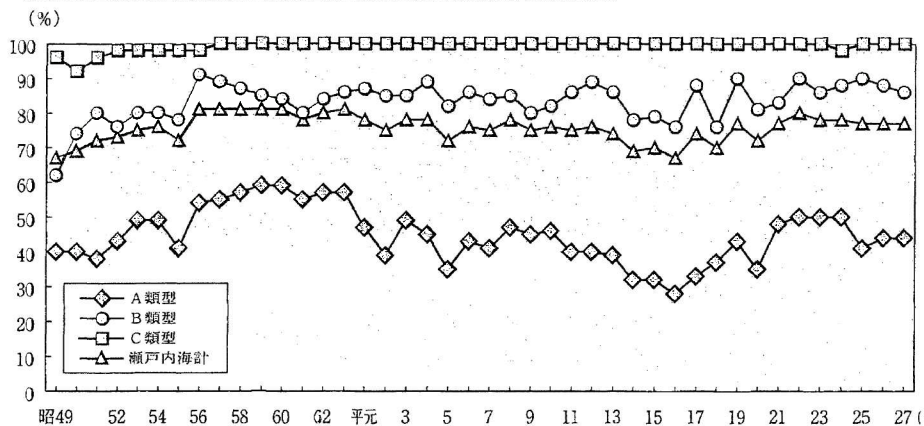
これまで水質総量削減等の施策により陸域からのCOD発生負荷量は、30年前と比べて半減されてきました（図1）。しかしながら、海域のCOD環境基準達成状況（図2）は、沿岸に近いC類型（大阪湾の湾奥部等）の海域では30年以上前から既に達成されているものの、沿岸から離れたA類型の海域では横ばい、もしくは、未達成の海域が増えている状況であり、CODの水質総量削減の効果が水質に反映されているとは言えない状況にあります。それとは裏腹に、海を毎日見ている漁業者としては、30年前からは見違える程にかなりきれいになったと感じ、さらに貧栄養海域が広がることを危惧しております。

このようなことから、瀬戸内海においては、水質汚濁に関する一定の基準は必要であるものの、同法に基づく生物生産性・多様性の高い豊かな海を目指していく上で、海域のCODを環境基準として使用することが適切かどうかを検討いただきますようお願いいたします。



出典：発生負荷量等算定調査（環境省）をもとに作成

図1 瀬戸内海におけるCOD発生負荷量の推移



注) 達成率(%) = (環境基準達成水域数 / 環境基準類型指定水域数) × 100

出典：「公共用水域水質測定結果」(環境省)

図2 環境基準当てはめ水域のCOD環境基準達成状況の推移 (瀬戸内海)

以上

瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議

和歌山県漁業協同組合連合会
代表理事会長 木下 吉雄

大阪府漁業協同組合連合会
代表理事会長 岡 修

兵庫県漁業協同組合連合会
代表理事会長 田沼 政男

岡山県漁業協同組合連合会
代表理事会長 井本 瀧雄

広島県漁業協同組合連合会
代表理事会長 山本 勇二

山口県漁業協同組合
代表理事組合長 森友 信

香川県漁業協同組合連合会
代表理事会長 嶋野 勝路

徳島県漁業協同組合連合会
代表理事会長 久米 順二

愛媛県漁業協同組合連合会
代表理事会長 平井 義則

大分県漁業協同組合
代表理事組合長 山本 勇

参 考 資 料

瀬戸内海再生議員連盟総会（平成 27 年 12 月 8 日開催）
瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議 提出資料

瀬戸内海を豊かな海とするための要望

平成 27 年 9 月に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（以下、改正瀬戸法）が成立したことにより、今後、同法に基づき瀬戸内海を豊かな海とするための施策展開が期待されていますが、瀬戸内海の現状は栄養塩の減少や偏在化等により生物の多様性や生産性が大きく低下しており、漁業者にとっては一刻の猶予もない状況にあります。

つきましては、改正瀬戸法の趣旨に基づき、豊かな海を目指した取り組みが具体的かつ速やかに進められるよう、以下のとおり要望いたしますのでご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（1）沿岸域の良好な環境の保全・再生及び創出のためのロードマップの策定と確実な実行（第 2 条の 2、第 3 条、第 4 条関連）

改正瀬戸法に先立ち、平成 27 年 2 月に瀬戸内海環境保全基本計画が閣議決定され、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」について様々な施策が掲げられているが、いずれも努力義務であり、具体的かつ確実な推進が担保される計画とはいえない。

具体的な計画とするため、国（環境省、水産庁、国土交通省等）及び地方自治体が連携のもとに沿岸域環境を項目毎に現状把握し、具体的な措置や目標年度を定めたロードマップを早急に策定し、基本計画と連動して確実に沿岸域の環境を回復されたい。

（関連事項）

- ・ 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地や浅場等の保全、再生及び創出
- ・ 生物生息環境に配慮した底質改善対策・窪地対策ならびに河口域での堆積土砂対策の実施
- ・ 垂直護岸の傾斜式護岸化や海水交換型防波堤など環境配慮型構造物の導入
- ・ 航路、港湾、河川、貯水ダムや砂防ダム等の浚渫で生じた安全良質な土砂の活用促進
- ・ 堰堤やダム等での生物生息環境に配慮した河川水の計画的放流の実施
- ・ 沿岸域の環境回復資材として鉄鋼スラグ等を用いる場合の安全性確保
- ・ 沿岸域の保全・再生のために漁業者等が行う海底耕耘等の取組の支援強化

(2) 栄養塩と赤潮発生メカニズムの因果関係ならびに栄養塩と漁獲量の関係性の解明 (第 18 条、附則第 2・3 項関連)

改正瀬戸法の前身である「瀬戸内海環境保全臨時措置法」が制定された背景に富栄養化に伴う赤潮被害の発生があるが、現在瀬戸内海は貧栄養化が進行しているにも関わらず、栄養塩の偏在化等により、地域によっては依然として赤潮被害が発生している。

一方、貧栄養化が進む中で瀬戸内海の漁獲量は激減しており、栄養塩と漁獲量の関係性を明らかにし、有害赤潮被害を最小に抑えながら水産資源を持続的に利用するために必要な栄養塩濃度やその他条件を湾灘毎・季節毎に示すことができるよう、その解明をいただきたい。

(関連事項)

- ・ これまでに集積された「赤潮発生機構の解明及び防除技術の開発」に係る結果のとりまとめと活用
- ・ 現行の水質総量規制を基準とし、また、湾灘毎の状況に合せた栄養塩類の適切な管理等に関する順応的管理に向けた下水処理場での栄養塩管理運転等の実証事業の促進と、ノリの色落ちや生物生産性の低下を防ぐための社会実験の実施
- ・ 栄養塩濃度や植物プランクトン濃度等の連続観測可能なモニタリング体制の整備
- ・ 水産資源の持続的利用に必要な栄養塩濃度の解明結果に基づき、湾灘毎の赤潮対策及び貧栄養化対策の実施

(3) 栄養塩の偏在化解消に向けての技術開発 (第 18 条関連)

埋立により生じた水路や港湾内部では水の循環が滞り、底質の悪化と富栄養化の傾向を招き、赤潮や貧酸素水塊発生の一因となっている。一方、その沖合部では貧栄養状態となるなど栄養塩の偏在化が起こっている。

このため、環境省においては栄養塩も含めた物質循環の促進を図る手法の開発を目的として、伊勢湾や播磨灘、三津湾の3ヶ所でヘルシープランの策定を行った。

今後はヘルシープランで策定した手法の実践と評価に加え、さらなる技術開発を促進させ、大阪湾奥部等の停滞水域における栄養塩の偏在解消を進められたい。

(4) 海ごみ等の排出抑制と処理ルール化 (第 16 条の 2 関連)

海ごみ(漂流ごみ、海底ごみ、漂着ごみ等)は魚介類の生息や漁業の操業を阻害する他、漁業者が操業中に回収した場合、その処理が大きな負担となっている。

既に海岸漂着物処理推進法や海中ごみ等の処理に関する指針が整備され、一定の成果は認められるものの、漂流ごみ・海底ごみは現行の制度で十分な回収・処理ができないので、陸域からの流入抑制や総合的な処理ルールの明確化及び必要な予算措置を図られたい。

(関連事項)

- ・ 海ごみの発生抑制や処理推進等を総合的に網羅する法の設置と対策の実施
- ・ 土砂等廃棄物の海への不法投棄に対する監視の強化

(5) 生物多様性及び生産性の確保に支障を及ぼす動植物の駆除等 (第 19 条の 2 関連)

海水温の上昇などを含めた漁場環境変化に伴い急増し、生物生息環境のバランスを壊すばかりではなく、生物生産性を下げるウミウ及びカワウ、二枚貝を減少させるナルトビエイ、ツメタガイ、ミドリイガイ、漁具の破損等をもたらすミズクラゲの駆除が必要であるが、国による有害生物漁業被害防止総合対策事業の対象にはほとんど入らない上、漁業者の駆除努力も限界にあり、国による駆除対策を講じられたい。

(関連事項)

- ・ 有害生物の実態・異常発生の要因等の総合調査の実施と駆除・防除方法の開発
- ・ 漁業者の行う駆除・処理対策への指導と支援

(6) 水産動植物の繁殖地の保護及び整備、種苗放流 (第 19 条の 3 関連)

瀬戸内海の漁獲量が激減した一因に、埋立等による藻場・干潟や浅場等の水産動植物の繁殖地の消失があるが、こうした場の保全・再生と創造を計画的に進めるとともに、かつての水産動植物の繁殖地を特定し、その保護と整備を行う必要がある。

また、消失した繁殖地の機能を補填し、整備された繁殖地の機能を高めるための効果的な種苗放流を拡充されたい。

(関連事項)

- ・ 現在ある繁殖地の保護対策と、新たに創生する繁殖地の計画的な整備
- ・ 各府県で行う種苗生産及び放流に対する支援の拡充と国の直轄事業としての広域回遊魚種の種苗生産及び放流
- ・ 生態系を支える放流効果の高いアサリ大型種苗等の量産化と効果的放流のための技術支援

(7) 瀬戸内海的环境調査の拡充・強化 (第 19 条の 4 関連)

瀬戸内海の望ましい環境を保全、再生及び創出するとともに、水産資源の回復等による漁業振興を図るため、国及び地方自治体は環境調査等の拡充強化を行い、その結果を適正に運用されたい。

(関連事項)

- ・ 漁業調査船等が行う水産資源量や漁場、海況（赤潮等を含む）有害生物の発生状況等の情報に関する調査の強化と迅速な漁業者側への連絡体制の構築
- ・ 有識者、関係省庁等による総合的な調査体制と漁業者等との連携を含めた体制の構築
- ・ これまでの調査結果、今後の補完調査内容の精査決定と実行
- ・ 特に、改正法附則第2項3項に記載の栄養塩類の管理のあり方、ならびに特定施設の設置の規制の在り方を検討するために必要な調査について、項目と調査期間等の明確化

以上